第１０１号議案

豊川市都市公園条例及び豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市都市公園条例及び豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市都市公園条例及び豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

（豊川市都市公園条例の一部改正）

第１条　豊川市都市公園条例（昭和３９年豊川市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第２条」を「―第２条の２」に改める。

第１条中「という。）」の次に「第３条第１項、第４条第１項、」を加える。

第２条を次のように改める。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第２条　法第３条第１項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

⑴　市の区域内に設置する都市公園の住民１人当たりの敷地面積の標準は１０平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民１人当たりの敷地面積の標準は５平方メートル以上とする。

⑵　次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、０．２５ヘクタールを標準として定めること。

イ　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公

園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、２ヘクタールを標準として定めること。

ウ　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、４ヘクタールを標準として定めること。

エ　主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

⑶　主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第１章中第２条の次に次の１条を加える。

（公園施設の設置基準）

第２条の２　法第４条第１項の条例で定める割合は、１００分の２とする。

２　都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号。以下「令」という。）第６条第１項第１号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の１００分の１０を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

３　令第６条第１項第２号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書の

条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の１００分の２０を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

４　令第６条第１項第３号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の１００分の１０を限度として同項本文又は前２項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

５　令第６条第１項第４号に掲げる場合における法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の１００分の２を限度として同項本文又は前３項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（豊川市営住宅条例の一部改正）

第２条　豊川市営住宅条例（平成９年豊川市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１５条を加える。

（整備の基準）

第３条の２　法第５条第１項の規定による条例で定める整備基準は、次条から第３条の１６までに定めるものとする。

（健全な地域社会の形成）

第３条の３　市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

（良好な居住環境の確保）

第３条の４　市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

（費用の縮減への配慮）

第３条の５　市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

（敷地の基準）

第３条の６　市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

２　敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

３　敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

（住棟等の基準）

第３条の７　住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とする。

（住宅の基準）

第３条の８　住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

２　住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。

３　住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

４　住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。

５　住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。

（住戸の基準）

第３条の９　市営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部

分の床面積を除く。）は、２５平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

２　市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面所及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

３　市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

（住戸内の各部）

第３条の１０　住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

（共用部分）

第３条の１１　市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

（附帯施設）

第３条の１２　敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

２　前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

（児童遊園）

第３条の１３　児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

（集会所）

第３条の１４　集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

（広場及び緑地）

第３条の１５　広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。

（通路）

第３条の１６　敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。

２　通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

第６条第１項第３号ア中「政令第６条第４項で」を「特に居住の安定を図る必要がある場合として第５項に」に、「政令第６条第５項第１号に規定する金額」を「２１４，０００円」に改め、同号イ中「政令第６条第５項第２号に規定する金額」を「２１４，０００円（当該災害発生の日から３年を経過した後は、１５８，０００円）」に改め、同号ウ中「政令第６条第５項第３号に規定する金額」を「１５８，０００円」に改め、同条に次の１項を加える。

５　第１項第３号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア　障害者基本法第２条第１号に規定する障害者でその障害の程度が(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)に掲げる障害の種類に応じそれぞれ(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)に定める程度であるもの

(ｱ)　身体障害　第２項第２号アに規定する程度

(ｲ)　精神障害　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級又は２級に該当する程度

(ｳ)　知的障害　(ｲ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ　第２項第３号に規定する者

ウ　第２項第４号、第６号又は第７号に該当する者

⑵　入居者が６０歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の者である場合

⑶　同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

附則中第１３項を削り、第１４項を第１３項とし、第１５項を第１４項とする。

附　則

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成２５年４月１日から施行する。

２　第２条の規定による改正後の豊川市営住宅条例第３条の２から第３条の１６までの規定は、この条例の施行の日以後に整備される市営住宅等について適用し、同日前に整備された市営住宅等については、なお当該整備時に適用される法令等の例による。

---

理　由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに市営住宅の整備基準及び入居者資格に係る収入基準を定める必要があるからである。